

一般職の職員に対する退職手当支給義務者と原任命権・懲戒権者

職員	退職手当支給義務者 (財政法第 20 条第 2 項に 規定する各省各庁の長及び 特定独立行政法人の長)	原任命権者	懲戒権者
各府省の本府省 の一般職員	内閣総理大臣・各省大臣	内閣総理大臣・各省大 臣	任命権者・人事院 (・倫理審査会)
各府省の外局の 一般職員	内閣総理大臣・各省大臣	外局の長	任命権者・人事院 (・倫理審査会)
宮内庁職員	内閣総理大臣	宮内庁長官	任命権者・人事院 (・倫理審査会)
人事院職員	内閣総理大臣	人事院総裁	任命権者・人事院 (・倫理審査会)
会計検査院職員	会計検査院長	会計検査院長	任命権者・人事院 (・倫理審査会)
特定独立行政法 人の職員	特定独立行政法人の長	特定独立行政法人の長	任命権者・人事院 (・倫理審査会)

(注) 倫理審査会が懲戒を行うことができるのは、国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反する行為があった場合のみ

【参考条文】

- 財政法 (昭和 22 年法律第 34 号) (抄)

第二十条 (略)  
 ② 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣 (以下各省各庁の長という。) は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書 (以下予定経費要求書等という。) を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

- 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) (抄)

(任命権者)  
 第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣 (内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直屬する機関 (内閣府を除く。) に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。  
 ② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。  
 ③ (略)

(懲戒権者)

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権限（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものに限る。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

- 人事院規則 8—12（職員の任免）（昭和 27 年 5 月 23 日人事院規則 8—12）（抄）

(任命権者)

第三条 法及び規則中任命権者とは、法第五十五条第一項又はその他の法律の規定により任命権を有する者をいい、同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合は、規則に別段の定めない限り、その委任を受けた者をいう。

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

- 国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）（抄）

(審査会による懲戒)

第三十条 審査会は、第二十八条の調査を経て、必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている職員を懲戒手続に付することができる。